

住民税非課税世帯向け

物価高騰対応重点支援給付金を支給します

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班(給付金専用電話番号) ☎096(27)8650

物価高騰に対する支援のため、対象の世帯に3万円の現金を支給します。

▼給付額 1世帯当たり3万円

※こども加算 18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる場合は、児童1人当たり2万円を加算

▼対象

次の①および②にあてはまる世帯

①令和6年12月13日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯

②住民税が課税されている別世帯の親族などから世帯全員が扶養を受けていない世帯

▼申請方法

①支給案内通知書を送付する世帯(申請不要)

令和5〜6年の非課税世帯など向けの各種給付金を受給権者(世帯主)の本人口座で受給した世帯で、今回の給付金の支給要件に該当する世帯に、2月中旬に支給案内通知書を送付しています。

3月下旬に支給案内通知書に記載している口座に振り込むため、手続きは不要です。振込口座を変更したい場合や支給要件に該当しない場合

は、支給案内通知書に記載の期限までに申し出てください。

②確認書・申請書を送付する世帯(申請必要)

振込口座が不明の世帯や過去に各種給付金を世帯主以外の名義人の口座で受給した世帯、令和6年度住民税の課税状況が確認できない世帯は、確認書または申請書を送付します。

※確認書・申請書提出期限 7月31日(木)

▼こども加算について

3万円の給付金を支給後、対象世帯には通知を送付し、5月初旬から振り込みを行います。



▲市ホームページ

5月26日(月)に改正戸籍法が施行

戸籍にフリガナが記載されます

●問い合わせ先 市民課 戸籍住民班 ☎096-248-1113

5月26日(月)以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。通知のフリガナを確認してください。

▶正しい場合(届け出不要)

改正戸籍法施行日から1年後の令和8年5月26日(火)以降に戸籍に記載されます。

▶誤っている場合(届け出必要)

改正戸籍法施行日から1年以内に届け出が必要です。届け出は、マイナポータルを利用してオンラインでもできます。

本市に本籍がある人への通知の発送予定や窓口での届け出方法などは、今後、広報紙やホームページで随時お知らせしていきます。

戸籍にフリガナを記載する取組が始まります

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明

フリガナを記載します

▲法務省特設サイト

警察署 だより

問い合わせ先 熊本北合志警察署 ☎096-341-0110

令和6年中の管内情勢

刑法犯の発生件数は前年に比べると若干増加し、主に増加した犯罪は乗物盗です。なかでも自転車盗が増加しています。また、人身交通事故は発生件数が増加し、死者数は、前年より大幅に増加しています。皆さんで、安全で安心して暮らせるまちを実現しましょう。

犯罪発生状況 (令和6年12月集計)	区 分	令和6年中	令和5年中
	北合志署管内	560	508
	うち合志市	155	154
	主な発生犯罪	万引き、乗り物盗など	

交通事故状況 (令和6年12月集計)	区 分	北合志署管内		うち合志市	
		令和6年中	令和5年中	令和6年中	令和5年中
	発生件数	406	398	123	116
	死者数	8	1	3	1
	負傷者数	465	497	144	145

オンライン申請がお得です

3月24日(月)からパスポート申請が3点変わります

●問い合わせ先 市民課 ☎096-248-1113

①手数料が変わります

手数料は次のとおりです。また、3月24日(月)以降の申請者から新料金が適用されるため、3月23日(日)までの申請者は旧料金となります。

※オンライン申請の支払い方法は現金とクレジットカードが選べます。窓口申請の支払い方法は現金のみです

	新(3月24日以降)		旧
	オンライン申請	窓口申請	オンライン・窓口申請
10年	15,900円	16,300円	16,000円
5年	10,900円	11,300円	11,000円
5年(12歳未満)	5,900円	6,300円	6,000円
残存期間同一旅券	5,900円	6,300円	6,000円

②戸籍謄本の提出がオンラインでできるようになります

▶対象者 オンライン申請を利用する場合で、新規申請や記載事項変更で申請する人

※窓口で申請する場合は引き続き紙での戸籍謄本の提出が必要です

▶戸籍謄本取得方法

- ・本人申請の場合
『戸籍のオンライン提出』に同意して申請を行なうことで戸籍をオンラインで提出できます(無料)
- ・代理申請の場合
マイナポータル上で『戸籍電子証明提供用識別符号書の取得手続き』から取得した『戸籍電子証明書提供用識別符号(※1)』を入力することで戸籍のオンライン提出ができます(無料)
詳しくは、手数料と戸籍の二次元コードをご確認ください。

※1 戸籍電子証明書提供用識別符号とは、戸籍をオンラインで請求するための16桁の数字(有効期限3カ月)

③居所申請がオンラインでできるようになります

学生や単身赴任の会社員など住所の登録を本市にしていないが、ある程度の期間継続して本市に居住している人が居所申請できます。

居所申請は、窓口申請のみでしたが、オンライン申請もできるようになります。

申請には、居所に居住している書類として、居所証明書、学生証などの添付が必要です。詳しくは居所となる市区町村に問い合わせください。



▲手数料と戸籍



▲パスポートのオンライン申請